

令和 5 年 3 月 8 日
七 尾 市

令和 5 年度一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

2 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の許可については、現在許可を受けている者により適正処理が確保されているため、原則、次の場合を除いて新たな許可は行わない。

ア 中能登町の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者が、同町の一般廃棄物を本市にある一般廃棄物処理施設で処分するため、当該処理場で荷下ろしする必要がある場合

イ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の規定により、本市以外の市町村が指定する指定取引所が本市にある場合で、同市町村の一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者が、同市町村で収集された特定家庭用機器廃棄物を当該取引場所で荷下ろしする必要がある場合